

技術提案書
(代表企業応募者)

名 称:松江市新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託プロポーザル

特定テーマ目次

I. 安全、安心の拠点として市民の暮らしを守る庁舎	様式16
II. 利用環境に優れた人にやさしい庁舎	様式17
III. 機能的・効率的で経済性と環境を考慮した庁舎	様式18
IV. 周辺環境と調和する、ランドスケープデザインのなされた、松江らしさを醸し出す庁舎	様式19
V. 時代の変化や、それに伴う組織機構、職員数の変化等に柔軟に対応できる庁舎	..	様式20
VI. 配置、建て替え手法及び工程計画 (注:様式裏面に記載の留意事項に配慮すること)	様式21

提案者記号

※

(注)※欄は記入しないでください。

特定テーマ

I. 安全、安心の拠点として市民の暮らしを守る庁舎

特定テーマ

Ⅱ. 利用環境に優れた人にやさしい庁舎

特定テーマ

Ⅲ. 機能的・効率的で経済性と環境を考慮した庁舎

特定テーマ

IV. 周辺環境と調和する、ランドスケープデザインのなされた、松江らしさを醸し出す庁舎

特定テーマ

V. 時代の変化や、それに伴う組織機構、職員数の変化等に柔軟に対応できる庁舎

特定テーマ	VI. 配置、建て替え手法及び工程計画 ※上記提案のための留意事項について、次ページ参照すること。

特定テーマ: VI. 配置、建て替え手法及び工程計画を提案するにあたっての留意事項

松江市庁舎整備基本計画 21 ページ「4. 新庁舎の空間構成の方針」以降において、土地利用計画、敷地条件、配置・動線計画、建替計画を記載していますが、本件プロポーザルの本テーマについては、基本計画内容に必ずしもこだわらない、柔軟な提案を期待します。

ただし、プロポーザルの公平性を確保するために、今回の提案については下記のように前提条件を設定しますので、確認の上、ご提案ください。

(※具体的設計段階では、今後の関係部署との協議等の結果、前提条件が変更になる可能性があることも、あわせてご了承ください)

1. 建替事業のために使用できる土地について

本件建替事業のために使用できる土地は、本庁舎敷地(約 18,700 m²)のみとし、その他公用地(隣接公園等)は使用できません。また、敷地購入・交換等も行わないものとします。

2. 敷地内における既存建物等について

既存建物のうち本館西棟(RC 造 5 階建て、床面積 2,837 m²)および本館機械室棟の解体、建替等は行えません。既存を有効活用することとし、新庁舎との連携をご提案ください。

3. 敷地周辺道路について

敷地周辺道路の廃道・付替等はできません。

4. 四十間堀川放水路への架橋等について

四十間堀川放水路の暗渠化、付替はできません。本館敷地西側部の放水路へは、既存の橋に加え、一定の幅まで(累積最大 12m)架橋することを可能とします。ただし、この放水路は、視認できる部分だけではなく、並行している道路下部も暗渠となった眼鏡型の構造であり、架橋には相応の費用がかかると想定されています。その架橋費用も本事業費内とします。

5. 建替事業に関連する法的条件について

本建替事業に関連する法的条件については、これを改訂することはできません。

6. 事業スケジュールについて

平成 38 年度末に本事業のすべてが完了することとします。

7. 事業費について

事業費の増加を想定することはできません。